

河川に関する許可申請について

1) 河川法に基づく許可が必要な場合について

河川は原則として自由使用ですが、**河川区域内の土地を占有（排他・独占的に使用）**したり、**河川区域内で工作物を新築・改築あるいは除却**したりする場合は、**河川法に基づく許可を受けなければなりません。**

また、**河川保全区域内で土地の形状変更や工作物の新改築**を行う場合も**原則として許可が必要**です。

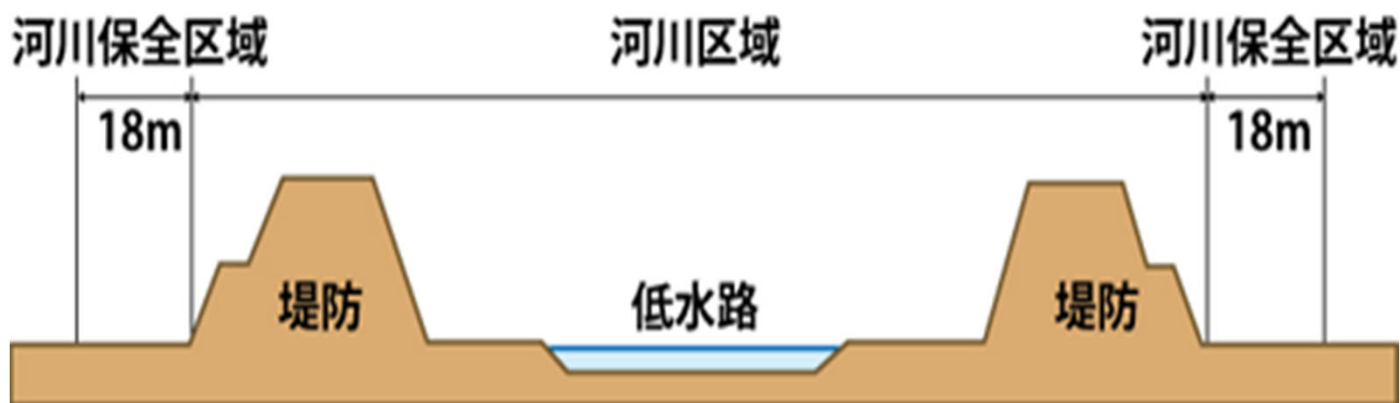
詳しくは、窓口となる出張所へお問い合わせください。

河川区域とは・・・

河川管理に必要な区域で、基本的には堤防と堤防の間にある区間のことを指します。

河川保全区域とは・・・

堤防等の河川管理施設や河岸を守るために、河川区域から一定区間を河川保全区域に指定し、一部の行為を制限しています。



2) 主な河川法申請の種類

24条

河川区域内の土地を占有しようとする場合は、河川管理者の許可を受けなければなりません。
土地の占有とは：土地を排他的・継続的に使用すること

26条

河川区域内の土地において、工作物を新築・改築・除却する場合は河川管理者の許可を受けなければなりません。

55条

河川保全区域内の土地において、土地の掘削・盛土・切土・工作物の新改築をする場合は、河川管理者の許可を受けなければなりません。

3) その他の申請の種類

- ・ 流水の占有（河川法第23条）
- ・ 土石等の採取（河川法第25条）
- ・ 土地の掘削等（河川法第27条）
- ・ 許可等に基づく地位の承継（河川法第33条）
 - 例）相続や会社の合併・分割
- ・ 権利の譲渡（河川法第34条）
 - 例）営業譲渡、土地・家屋の譲渡

どの条文に該当するのか、詳しくは下記出張所へご相談下さい。

4) 河川区域内行為届の提出について

前項の許可申請にあたらなない場合であっても、
下記のような河川利用をする場合には、事前に管轄の
出張所へご相談下さい。

- ・ 学校や地域の行事等で集団で河川を利用する場合
- ・ 他の河川利用者の自由使用が制限されるような
行為をする場合

5) 相談窓口

出張所	管理区間
伊那出張所 伊那市西町5171-2 Tel 0265-72-2734	天竜川：辰野町昭和橋～伊那市殿島橋 三峰川：高遠ダム直下流～天竜川合流点 横川川：辰野町横川川JR橋～天竜川合流点
駒ヶ根出張所 駒ヶ根市赤穂4538-5 Tel 0265-82-5682	天竜川：伊那市殿島橋～高森町万年橋 小渋川：小渋川第2床固～天竜川合流点 太田切川：太田切橋～天竜川合流点
飯田河川出張所 飯田市松尾新井6753 Tel 0265-22-3654	天竜川：高森町万年橋～静岡県境

天竜川水系のうち上記以外の区間は、県もしくは市町村の
管理区間となります。
管理者がわからない場合は、最寄りの出張所へご相談下さい。

6) 申請から許可までの流れ

申請から許可までの一連の流れは下記の通りです。
申請を受理してから許可まで**3ヶ月ほど**かかりますので、
早めにご相談下さい。

